

垂水市木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業の御案内

この事業は、垂水市内にある木造住宅を耐震診断・耐震改修することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るために補助金を交付するものです。

1 受付期間

令和6年4月1日(月)～12月27日(金)

なお、交付決定前の耐震診断・耐震改修工事の着手は、補助対象外となりますので御注意してください。

2 補助金額

・耐震診断：耐震診断に要する費用(消費税込み)の3分の2(千円未満切捨て)を補助します。

ただし、上限額は6万円となりますので御注意してください。

・耐震改修工事：耐震改修工事に要する費用(消費税込み)の100分の23(千円未満切捨て)を補助します。

ただし、上限額は30万円となりますので御注意してください。

3 補助対象者

・市内にある市民が居住している木造住宅の居住者又は所有者。

・木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。

・市税等の滞納が無い者。

・補助金の交付は木造住宅1棟につき1回限りとします。

4 補助対象住宅

・木造住宅であって、次に掲げるすべてを満たすもの。

ア 専用住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が、延べ面積の過半であるもの)であること。

イ 地上3階建てまでであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたものであること。

エ 現に市民が居住していること。

5 補助対象となる耐震診断

・耐震診断技術者により行われる、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又精密診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいいます。

※耐震診断技術者とは、建築士法に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者をいいます。

6 補助対象となる耐震改修工事

・耐震診断の結果、耐震性が不足していた住宅を耐震性有りとなるよう補強する工事で、耐震診断技術者が設計及び監理を行うものをいいます。

7 耐震診断補助に必要な提出書類

(1)補助金交付申請

- ①垂水市木造住宅耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)
- ②耐震診断実施計画書(第2号様式)
- ③木造住宅の外観写真
- ④鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了証の写し
- ⑤耐震診断費用の見積書の写し
- ⑥住宅の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、検査済証及び登記簿謄本等)
- ⑦市税等納付状況調査同意書(第3号様式)又は市税等を完納していることを示す証明書
- ⑧借家の場合は、耐震診断借主(貸主)同意依頼書(第4号様式)
- ⑨付近見取図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- ⑩配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- ⑪平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)
- ⑫代理申請同意書(補助事業の申請を業者に依頼する場合)

※見積書については、内容及びそれぞれの金額が分かるように作成してください。

「一式」等の表現で内容が不明確なものは受理できませんので御注意してください。

(2)完了後

- ①垂水市木造住宅耐震診断補助金実績報告書(第8号様式)
- ②耐震診断結果報告書(第9号様式又は第10号様式)
- ③建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- ④診断表
- ⑤各階壁配置図
- ⑥劣化事象部分の写真
- ⑦支障となる部分の写真
- ⑧配置図及び平面図

※完了報告は、令和7年2月28日までを提出期限とします。

※補助金確定通知書(第11号様式)受領後、垂水市木造住宅耐震診断補助金交付請求書(第12号様式)を提出してください。

(3) 補助金交付決定後の変更がある場合

- ①垂水市木造住宅耐震診断補助金事業計画変更等承認申請書(第6号様式)
- ②変更内容が分かる見積書の写し
- ③変更内容が分かる図面

※耐震診断費用が減額になった場合は、補助金額は減額となります。

※耐震診断費用が増額になった場合は、補助金額の増額は認められませんので御注意してください。

8 耐震改修工事補助に必要な提出書類

(1)補助金交付申請

- ①垂水市木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書(第1号様式)
- ②耐震改修工事実施計画書(第2号様式)
- ③木造住宅の外観写真
- ④鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了証の写し
- ⑤補強計画後の診断表
- ⑥耐震改修工事に係る見積書の写し(実施設計及び工事監理費を含むことができる)
- ⑦耐震改修工事計画図面
- ⑧市税等納付状況調査同意書(第3号様式)又は市税等を完納していることを示す証明書
- ⑨借家の場合は、耐震改修工事借主(貸主)同意依頼書(第4号様式)
- ⑩代理申請同意書(補助事業の申請を業者に依頼する場合)

※耐震診断補助要綱により補助を受けていないものは、上記に加え次の書類を添付してください。

- ⑪付近見取図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- ⑫配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- ⑬平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)
- ⑭住宅の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書、検査済証及び登記簿謄本等)
- ⑮耐震診断結果報告書

※見積書については、内容及びそれぞれの金額が分かるように作成してください。

「一式」等の表現で内容が不明確なものは受理できませんので御注意してください。

(2)中間検査申請

- ①垂水市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(第8号様式)
- ②設計監理業務契約書の写し
- ③耐震改修工事請負契約書の写し
- ④耐震改修図面

※耐震補強箇所を目視で確認できる時期に申請してください。

(3)完了後

- ①垂水市木造住宅耐震改修工事補助金実績報告書(第10号様式)
- ②耐震改修工事監理報告書(第11号様式)
- ③耐震改修図面
- ④施工写真
- ⑤耐震改修工事中間検査結果通知書の写し
- ⑥建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- ⑦施工業者発行の領収書・請求書

※完了報告は、令和7年2月28日までを提出期限とします。

※補助金確定通知書(第12号様式)受領後、垂水市木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書(第13号様式)を提出してください。

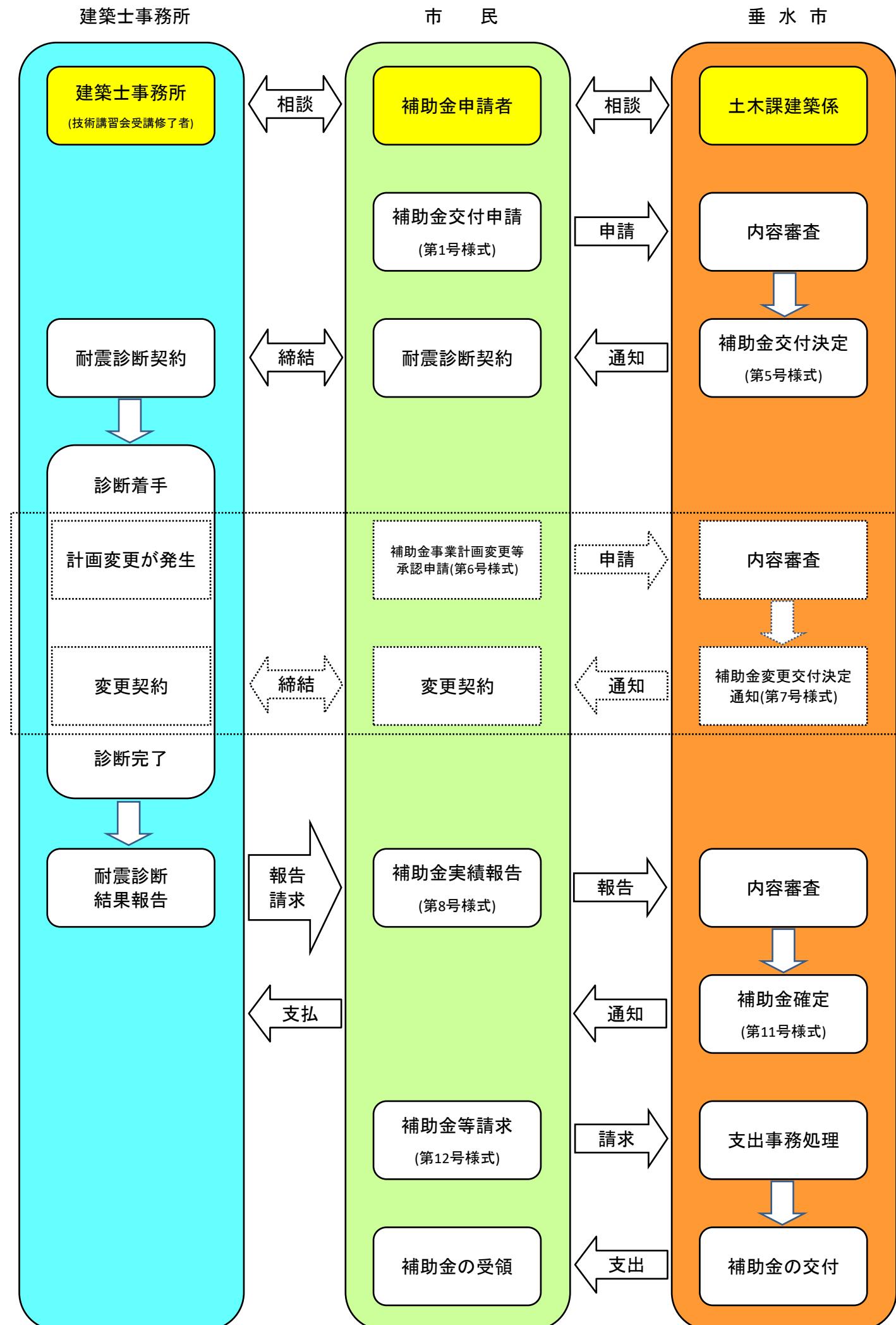
(4) 補助金交付決定後の変更がある場合

- ①垂水市木造住宅耐震改修工事補助金事業計画変更等承認申請書(第6号様式)
- ②変更内容が分かる見積書の写し
- ③変更内容が分かる図面

※耐震改修工事費が減額になった場合は、補助金額は減額となります。

※耐震改修工事費が増額になった場合は、補助金額の増額は認められませんので御注意してください。

耐震診断補助申請手続きの流れ



耐震改修工事補助申請手続きの流れ

